平成２４年（フ）第５３号
山口県光市島田６丁目６番７―203号
債務者　岡村　厚志
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原詠美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午後１時30分
山口地方裁判所周南支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第７２号
群馬県高崎市倉渕町水沼69番地１
債務者　近藤　信子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石島　研二
4　破産債権の届出期間　平成24年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３０５号
千葉県佐倉市中志津３丁目22番11号　小林方、住民票上の住所神奈川県厚木市上荻野6279番地３　コーポ市川203
債務者　小林　　剛
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　和慶
4　破産債権の届出期間　平成24年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３１９号
神奈川県平塚市西真土１―４―79―２　桐山方、住民票上の住所神奈川県平塚市東中原２丁目19番１号
債務者　桐山　順三
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　良知
4　破産債権の届出期間　平成24年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３２０号
神奈川県平塚市西真土１―４―79―２　桐山方、住民票上の住所神奈川県平塚市東中原２丁目19番１号
債務者　桐山ヤス子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　良知
4　破産債権の届出期間　平成24年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１０３３号
福岡市西区姪の浜５丁目19―11Ｓハウス姪浜604、住民票上の住所長崎県佐世保市早苗町510番地２
債務者　今村　　巧
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十川　伸
4　破産債権の届出期間　平成24年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０５号
山梨県富士吉田市下吉田4010番地の37
債務者　石井　一勇
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新里　清高
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月28日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０６号
山梨県大月市笹子町黒野田1315番地６
債務者　平井　一美
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新里　清高
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月28日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０７号
山梨県大月市富浜町鳥沢1935番地
債務者　石井あは喜
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新里　清高
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月28日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１２号
岡山市北区津島西坂２丁目10番24号
債務者　御舩　安寛
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　俊夫
4　破産債権の届出期間　平成24年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３５号
鹿児島県鹿児島市吉野町3216番地213
債務者　石塚　敏彦
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大毛　裕貴
4　破産債権の届出期間　平成24年７月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２２４号
鹿児島県鹿児島市西陵７丁目27番16号
債務者　神　　清高
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　幸正
4　破産債権の届出期間　平成24年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
鹿児島県鹿児島市花野光ヶ丘２丁目46番２号
債務者　川原　　淳
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上釜　明大
4　破産債権の届出期間　平成24年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３３４６号
大阪府高槻市浦堂２丁目３番11号
債務者　新居　悦男
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　友紀
4　破産債権の届出期間　平成24年８月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部